



男女共同参画コーナー

ひゅ〜ら

～ Human Love ～

自分らしさを認め合う、ひとりひとりが生きやすい社会へ

人生にはさまざまな選択の場面がありますが、自身のあり方、家族のあり方も多様化しています。自分らしい選択・あり方とはなんでしょうか。

【姓の選択】

日本では、民法の定めにより、「夫婦は、婚姻の際に定めるところに従い、夫又は妻の氏を称する」とされており、夫婦別姓は認められていません。そして、姓の選択において、平成28年の国の統計では実に96%が夫の姓を選択しています。

【性のあり方】

また、日本では、現行憲法の下では、「婚姻は両性の合意のみに基づいて成立する」とされており、同性婚は認められていません。性自認や性的指向の違いなど、性のあり方が多様であるにも関わらず、男性か女性の二択を迫られる機会もまだまだ多く、生きづらさを感じている方も少なくありません。

【主体的な姓選択と多様な性のあり方】

例えば、「伝統的な家族のかたちが崩れる」、「家族が同じ姓になることで、夫婦・家族の一体感が生まれ、子の利益にもなる。」などのように夫婦別姓に反対する意見もあります。

しかし、家族のあり方は家族の数だけ存在します。性のあり方も男性・女性だけでなく人それぞれです。

社会には多くのルールや決まりがありますが、今後さまざまな選択肢が増え、自ら選ぶことで大切なアイデンティティを守ることができる社会になるといいですね。

網走市男女共同参画プラン推進会議編集委員

※平成28年の国の統計：厚生労働省の婚姻に関する統計のことです。